平成20年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会会議録

平成20年8月5日 開会

平成20年8月5日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成20年8月5日(火曜日)午後2時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議席の一部変更

日程第4 議席の指定

日程第5 副議長の選挙

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 議案第6号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する専決処分につ

いて承認を求める件

日程第8 議案第7号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19名)

1番	五十嵐	忠 悦	2番	小 畑	元
4番	鈴木	俊 夫	5番	児 玉	_
7番	川口	博	8番	佐 藤	亮 一
9番	渡邉	彦兵衛	10番	黒瀬	喜 多
11番	松田	知 己	12番	佐々木	哲 男
13番	加賀谷	正美	14番	藤原	幸作
15番	大 坂	義 德	17番	竹 内	睦夫
18番	佐 藤	峯 夫	19番	武 石	善治
20番	阿部	栄 悦	21番	小 柳	勉
22番	齋 藤	紀 男			

欠席議員(3名)

3番 佐藤一誠

吉 岡 16番 興 6番 柳田 弘

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 佐 竹 敬 久 副広域連合長 齋藤正寧

事務局長 最 上 徹 事務局次長 村上隆志

総務課長 松山徹

業務課長 仲山和法

会計管理者 平 塚 敦 子

議会担当職員出席者

議会書記 小松幸月 議会書記 柿崎弘樹

午後2時 開会

○議長(竹内睦夫) 各議員の皆様には、ご多忙のところご苦労さまでございます。

本日の出席議員は19名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより 平成20年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長(竹内睦夫) 会議に先立ちましてご報告申し上げます。

平成20年2月1日告示の広域連合議会議員補欠選挙において当選されました皆様をご 紹介申し上げます。

お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

はじめに、大仙市議会議長、大坂義徳議員。

続きまして、井川町議会議長、齋藤紀男議員。

以上2名が広域連合議会議員として新たに当選されました。以後、よろしくお願いいた します。

これより、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(竹内睦夫) この際、諸般の報告をいたします。 報告は朗読を省略し、各議員への配布をもって報告といたします。

仮議席の指定

○議長(竹内睦夫) この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定いたします。 仮議席は、各議員がただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(竹内睦夫) 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、川口博議員、武石善治議員の2名 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(竹内睦夫) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

○議長(竹内睦夫) 次に、日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の変更については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しております議席表のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、議席表の新議席のとおり変更 することに決定いたしました。

議席の移動につきましては、この後の日程第4、議席の指定終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 議席の指定

○議長(竹内睦夫) 次に、日程第4、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、大坂議員は15番、 齋藤議員は22番と指定いたします。

この際、議席の移動のため、暫時休憩いたします。

【午後2時5分 休 憩 · 午後2時6分 開 議】

○議長(竹内睦夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 副議長の選挙

○議長(竹内睦夫) 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと 思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決 定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に、齋藤紀男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました齋藤議員を、秋田県後期高齢者医療広域

連合議会の副議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、齋藤議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました齋藤議員が、議場におられますので、本席から会議規 則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

○議長(竹内睦夫) 齋藤議員、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

【齋藤紀男副議長 登壇】

○副議長(齋藤紀男) ただいま副議長にご推挙いただきました井川町議長の齋藤でございます。大変光栄に思っておると同時に、責任の重さを痛感いたしておるところでございます。

今日、国民は、4月からスタートした後期高齢者医療制度に大変関心を抱いております。 私たちは、議員本来のチェック機能と監視機能を高めると同時に、この制度を運営する上 での課題などについて、大いに議論することが地域住民の負託に応えるものと思っており ます。

今後は、議員各位はもちろんのこと、当局のみなさんのご協力を得ながら、竹内議長を補佐し、議会の円滑な運営と後期高齢者医療制度の適切な運営のため全力を尽くして頑張ることをお誓い申し上げ、副議長就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(竹内睦夫) 齋藤副議長ありがとうございました。

日程第6 議会運営委員の選任

○議長(竹内睦夫) 次に、日程第6、議会運営委員の選任を行います。

現在、1名欠員となっております議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとなっております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、及び議員4区分から各1名を選任していることから、今回、齋藤副議長が議会運営委員に就任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、齋藤副議長が議会運営委員に

日程第7 議案第6号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する専決処分について承認を求める件及び

日程第8 議案第7号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する件

○議長(竹内睦夫) 次に、日程第7、議案第6号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する専決処分について承認を求める件及び日程第8、議案第7号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件まで、以上の各案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長(佐竹敬久) 平成20年8月広域連合議会臨時会の開会にあたり、今議会 提出の条例案等について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く当面の状況について申し上げます。

この4月にスタートした後期高齢者医療制度も、開始後4か月が経過いたしました。当 広域連合では、市町村と緊密な連携をとりながら、被保険者の方の不安が解消されるよう、 新たな制度について懇切丁寧な説明を行うことに努めて参りました。

次に、政府・与党の制度見直しについてであります。

政府・与党では、6月12日、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための特別対策を取りまとめました。これは、所得の低い方への更なる負担軽減を図るとともに、高齢者の方々が制度を利用しやすくすることを目的としたものであります。具体的には、保険料の軽減、普通徴収の対象者の拡大など7つの対策と、今後与党において検討すべき課題が示されました。当広域連合では、7月に約17万人の被保険者に対して保険料額決定通知書を送付いたしましたが、政府・与党の特別対策を受け、今議会に条例改正案を提出し、議案可決後に、変更後の保険料額決定通知書を該当する被保険者に送付することとしております。

さて、今議会には、単行案1件、条例案1件を提出いたしております。

まず、単行案についてであります。これは、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変 更する専決処分について、議会において承認を求めるものであります。

次に、条例案について説明申し上げます。秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件は、政府・与党による高齢者の医療の円滑な運営のた

めの負担の軽減等についての特別対策を受け、平成20年度の保険料の軽減について所要の規定の整備を行う必要があるため、改正しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切な決定を賜りますようお 願い申し上げます。

○議長(竹内睦夫) これより、議案の概要説明を求め、その後、質疑を行います。 まず、議案第6号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長(最上徹) はじめに、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第6号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する専決処分について承認を求める件についてです。

この規約の変更は、大潟地区衛生処理組合が平成20年3月31日に解散したことに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるため必要となったものです。秋田県市町村総合事務組合管理者から、平成20年6月27日までに議会の議決を得るよう求められておりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成20年5月9日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第3項の規定により今議会に報告し、承認を求めるものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹内睦夫) 議案第6号に対する概要説明が終わりましたので、これより質疑を 行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) 質疑なしと認め、これをもって議案第6号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第7号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長(最上徹) 議案第7号についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。議案第7号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてです。

この条例は、政府・与党による高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についての特別対策を受け、保険料の軽減について所要の規定の整備を行う必要があるため、改正しようとするものであります。

軽減内容につきましては、平成20年度における所得の少ない方に対して、所得割額の減額の特例として、保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の所得割額を一律5割軽減とし、また、被保険者均等割額の減額の特例として、7割軽減対象被保険者の保険料を実質8.5割軽減とするものです。なお、施行日を

公布の日とし、平成20年4月1日から適用することとしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹内睦夫) これより、議案第7号に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) なしの声がありますので、なければ、これをもって、議案第7号に 対する質疑を終了いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第6号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する専決処分について 承認を求める件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認する ことに決定いたしました。

次に、議案第7号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(竹内睦夫) ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長(竹内睦夫) この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長(佐竹敬久) 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提出しました議案につきましては、いずれも適切なご決定をいただき、ありが とうございました。

広域連合では、今後とも後期高齢者医療制度の円滑できめ細かな運営に全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、あいさつといたします。

閉会

○議長(竹内睦夫) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで、平成20年 8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時21分 閉 会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 ケケ 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 ノリ ロ †専

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 武 石 善 治